8 農林水産業

1 農地利用規制の適正化等による優良農地の保全

重点の	規約	制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定					
見出し	事 項 名	措置 内容	実力	拖 予 定 1	寺 期	講ぜられた措置の概要等	備考
жщо		1H <u>E</u> [7] T	平成13年度	平成14年度	平成15年度		
	農地利用規制の適正	a 農地転用許可、農振農用地の線引きの運用の適正化を		検討開始	措置	(農林水産省)	農水
	化等による優良農地	図るため、農地転用制度及び農振農用地の線引きの運用				市町村のイニシアティブによる農地の保全及び効率的利	アa
	の保全	についての実態を把握するとともに、それを踏まえて、				用を確保するための取組みを促進するため、このような取組	
	(農林水産省)	農地利用規制の適正化に向けて必要な措置を講ずると				みを農用地区域の設定や農地転用の許可とリンクさせる措	
		ともに、優良農地の保全の取組が強化される仕組みの構				置を講ずることとした。	
		築について検討する。				また、農地転用制度及び農振農用地の線引きの運用の適正	
						化に向け必要な措置を検討しているところ。	
		b 農地転用規制等に関する農業委員会の決定・運用のプ		検討開始	措置	(農林水産省)	農水
		ロセスのなお一層の透明性を確保する観点から、情報公				農地転用規制等に関する農業委員会の決定・運用のプロセ	ア b
		開の徹底を図るとともに、農地利用規制の適正化に向け				スの透明化に向け必要な措置を検討しているところ。	
		た農業委員会の手続等の在り方について検討を行い所					
		要の措置を講ずる。					

2 農協への規制

77 4 11010	102796193						
重点の	規	制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定					
見出し	事 項 名	措 置 内 容	実 施 予 定 時 期			講 ぜ ら れ た 措 置 の 概 要 等	備考
見出し		措 置 内 容	平成13年度	平成14年度	平成15年度		
(1)	農協の事業運営の見	a 農協が、真に担い手たる農業者の利益を目指し、協同		検 討 開	逐次実施	(農林水産省)	農水
	直し	組織としての機能を最大限に発揮するため、その事業運		始・基本的		平成 14 年 9 月に設置された「農協のあり方についての研	アa
	(農林水産省)	営や経営の健全性の確保の在り方等について抜本的に		方向につ		究会」において、農協の事業運営や経営の健全性の確保のあ	
		見直しを促進する。		いて結論		り方等について検討が行われ、平成 15 年 3 月にとりまとめ	
						られた報告書において、基本的方向についての結論を得た。	
		b 組合員制度の実態、員外利用率の状況等を調査し、法		措置		(農林水産省)	農水
		令違反等のある場合はこれを是正するよう指導するな				農協の組合員の状況、員外利用率の状況等について調査を	ア b
		ど所要の措置を講ずる。				開始するとともに、平成 15 年 3 月に事務ガイドライン (平	
						成14年3月1日付13経営第6051号経営局長通知)を改正	
						し、法令違反がある場合はこれを是正する旨の指導を徹底す	
						る措置を講じた。	

重点の	規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容										
見出し	事項名	:	措	置	内	容	実	施予定日	寺 期	講ぜられた措置の概要等	備考
光田ひ	# 坦口	;	18	且	ניו	台	平成13年度	平成14年度	平成15年度		
(2)	農協系統事業の見直	農協系統の原	広範な事	業・ 組織	め在りが	うについて、抜本	涀	措置(区分	逐次実施	(農林水産省)	農水
	U	直しを行い、何	信用·共源	音事業力	がない状態	態でも経営が成り	立	経理の配	(区分経	平成 15 年 3 月に事務ガイドライン (平成 14 年 3 月 1 日 📑	アa
	(農林水産省)	ち、組合員たる	る農業者	(特に打	山 手農	家)のメリットを	大	分基準の	理の徹底)	付 13 経営第 6051 号経営局長通知)の改正を行い、共通管	
		きくするような	な運営体	制を確	立する。こ	このような体制化	נוי	策定)		理費配分方法を見直した。	
		に資するため、									
		a 共通経費(の合理的	な配分	基準を示	です等区分経理の	徹				
		底を図る。									
		b 信用·共済	事業のを	EU方、	信用·共流	斉事業を含めた分	社	検討開始、	逐次実施	(農林水産省)	農水
		化、他業態へ	への事業	譲渡等0	D組織再終	偏が可能となる措	置	基本的方		平成 15 年 3 月にとりまとめられた「農協のあり方につい」	アb
		を検討する。	•					向につい		ての研究会」の報告書において、信用・共済事業の競争力と	
								て結論		健全性を更に向上させるという基本的方向についての結論	
										を得た。これを踏まえて、信用・共済事業を含めた分社化、	
										他業態への事業譲渡等の促進のための具体的措置を検討し	
										ていく方針。	
(3)	農協に対する行政関	補助事業の言	実施 各	種施策(の推進等、	農協を通じた行	政	検討開始、	逐次実施	(農林水産省)	農水
	与	運営を網羅的に	に検証し	、その	適正化を	図る。		基本的方		i i i i i i i i i i i i i i i i i i i	ア
	(農林水産省)							向につい		究会」において、補助事業の実施、各種施策の推進等、農協	
								て結論		を通じた行政運営の適正化についての検討が行われ、平成	
										15 年3月にとりまとめられた報告書において、基本的方向	
										についての結論を得た。	
(4)	公正な競争条件の確					6月除外に関する		検討開始	基本的方	(農林水産省)	農水
	保	度について	検証し、	公正な	競争を阻	書する問題があ	れ		向につい		アa
	(公正取引委員会、	ば、その解消	消を図る	0					て結論、逐	会」において、独占禁止法の適用除外に関する制度のあり方	
	農林水産省)								次実施	についての検討が行われ、独占禁止法違反のチェックの強化	
										等を内容とする報告書を平成15年3月に取りまとめた。	
										(公正取引委員会)	
										公正取引委員会は、農協組織に対する独占禁止法の適用除	
										・外に関する制度の具体的な検証方法について検討を開始し	
										ている。	

重点の		;	腓股革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決					
皇忠の	事項:	百夕	措置 内容	実力	施 予 定 🏻	寺 期	講ぜられた措置の概要等	備考
жщо		块 口		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
			b 不公正な取引方法、不当な価格の引上げが行われない		逐次実施		(公正取引委員会)	農水
			よう、独占禁止法違反の取締の強化を図る。				独占禁止法違反行為に対して厳正に対処すべく、平成 14	ア b
							年度において 28 人、平成 15 年度において 25 人,それぞれ	
							審査部門の増員を行うことにより、監視体制の強化を図って	
							きている。	
							なお、公正取引委員会は、平成 14 年度において、不公正	
							な取引方法につながるおそれのある行為が見受けられたと	
							して、農業協同組合(農業協同組合連合会を含む。)4 組合	
							に対して注意を行った。	
			c 農協間のサービス競争の促進を図るため、多様な組合		検討開始、	逐次実施	(農林水産省)	農水
			の設立が容易となるような条件整備等の措置を講ずる。		基本的方		平成 15 年3月に事務ガイドライン (平成 14 年3月1日	ア c
					向につい		付 13 経営第 6051 号経営局長通知)の改正を行し、地区が	
					て結論		重複する組合の設立認可の審査手続きをより明確にした。	